

答 申 第 39 号  
令和3年6月24日

仙台市教育委員会 御中  
(教育局学校教育相談課扱い)

仙台市個人情報保護審議会  
会長 中林 暁生

仙台市個人情報保護条例第41条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

令和3年1月14日付けR2 教学相第476号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

##### 諮問第49号

- (1) 「いじめ被害生徒〇〇〇〇が、〇〇高等学校に入学の際、〇〇中学校から〇〇高等学校へ提出及び提示された『いじめや不登校に係る引き継ぎ関係文書』及び『学校側控(コピーやパソコン等で作成された文書)』。また、引き継ぎの際、参考とした『いじめに関する基礎資料関係文書』や『引き継ぎ書の下書き時に参考とした文書(資料)』及び『引き継ぎ書の下書き』など、「〇〇中学校が、引き継ぎを行った経緯や引き継ぎに関して、教諭、学校及び市教委が作成した文書作成に係る会議録等文書又はそれらの保有する関係文書記録(メモの記録を含む)」及び「学校及び市教委内で行われた会議録(全会議記録)」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (2) 「副申書を作成の際、その他に参考とした『いじめに関する基礎資料』や『下書き時に参考とした文書(いじめに係る記録及び資料)』等々」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (3) 「副申書を作成の際、その他に参考とした『いじめに関する基礎資料』や『下書き時に参考とした文書(いじめに係る記録及び資料)』等々」、「学校側が副申書に『いじめを受けたことにより長期の欠席(不登校)を余儀なくされた』『欠席の理由は、いじめに起因すること』旨等を記載することについて、当方では学校側から3年間に渡り提案及び説明を受けてきたので、それらの記録等々」及び「副申書を作成の際、1年次(平成〇年〇月から〇月)、2年次(平成〇年〇月から〇月)、3年次(平成〇年〇月から平成〇年〇月)、学校側が、当方に対して3年間に渡って提案及び説明をしてきた『副申書を作成に至った経緯』や、副申書文書作成対応に関して、教諭、学校及び市教委が作成した副申書文書作成

に係る会議録等文書（メモの記録を含む）、さらに、その際、学校及び市教委内で行われた会議録（全会議記録）等」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

- (4) 「副申書を作成の際、その他に参考とした『いじめに関する基礎資料』や『下書き時に参考とした文書（いじめに係る記録及び資料）』、副申書には『2年生後半に携帯電話でのふとした行き違い』『友人との間に誤解が生じ』『更に自分自身の弱さやどのように人と接していけばいいのか自信を失った』『いろいろな迷いが交錯し欠席も多くなった』との記載がある。また、『〇〇中学校 〇〇〇〇（保護者・〇〇小教諭）関連』には、欠席が多くなることの原因として、『〇〇とのわだかまり』を挙げている。どのような事実を根拠に誰が欠席の原因を判断したのか、詳細に解説されている文書」及び「いじめ防止対策推進法が規定する『重大事態』に該当する事案であるのにも関わらず、未だに第三者委員会にて調査が行われていないことに係る、学校及び市教委内で行われた会議等に係る文書記録」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (5) 「副申書を作成の際、その他に参考とした『いじめに関する基礎資料』や『下書き時に参考とした文書（いじめに係る記録及び資料）』等々、副申書には『そのため3年生の1学期は、いろいろな迷いが交錯し欠席も多くなった』との記載がある。また、『〇〇中学校 〇〇〇〇（保護者・〇〇小教諭）関連』には、欠席が多くなることの原因として、『〇〇とのわだかまり』を挙げている。どのような事実を根拠に誰が欠席の原因を判断したのか、詳細に解説されている文書」及び「いじめ防止対策推進法が規定する『重大事態』に該当する事案であるのにも関わらず、未だに第三者委員会にて調査が行われていないことに係る、学校及び市教委内で行われた会議等に係る文書記録」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (6) 「副申書を作成の際、その他に参考とした『いじめに関する基礎資料』や『下書き時に参考とした文書（いじめに係る記録及び資料）』等々」及び「そもそも副申書は、〇〇中学校3年生全生徒らに作成されるものではないことは周知の事実である。副申書は特記事項及び特出すべき事項がある場合のみ作成される『特別な文書（書類）』である。学校側が、当方に対して3年間に渡って提案及び説明をしてきた『副申書を作成に至った経緯』や、副申書文書作成対応に関して、教諭、学校及び市教委が作成した副申書文書作成に係る会議録等文書（メモの記録を含む）、さらに、その際学校及び市教委内で行われた会議録（全会議記録）等」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (7) 「実施機関は、令和元年5月7日付『個人情報非開示決定通知書』H31 教学相第221号において、個人情報を開示しない理由として『請求内容に係る事案については、重大事態に該当せず』と記載している。当該文書の作成及び個人情報を開示しない理由に係る記録等文書（メモの記録を含む）のうち、『令和元年5月7日 H31 教学相第221号個人情報開示請求に係る非開示決定について』以外のもの」及び「同級生らから受けたLINEいじめ（LINEトラブル）を踏まえ、副申書には『2年生後半に携帯電話でのふとした行き違い』『友人との間に誤解が生じ』『更に自分自身の弱さやどのように人と接していけばいいのか自信を失った』『いろいろな迷いが交錯し欠席も多くなった』との記載がある。また、『〇〇中学校 〇〇〇〇（保護者・〇〇小教諭）関連』には、欠席が多くなることの原因として、『〇〇とのわだかまり』を挙げている。当該事案はいじめ防止対策推進法が規定

する『重大事態』に間違いなく該当するが、当該事案に係る学校が作成した文書記録（メモの記録を含む）等」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

- (8) 「実施機関は、令和元年5月7日付『個人情報非開示決定通知書』H31 教学相第 221 号において、個人情報を開示しない理由として『請求内容に係る事案については、重大事態に該当せず』と記載している。当該文書の作成及び個人情報を開示しない理由に係る記録等文書（メモの記録を含む）のうち、『令和元年5月7日 H31 教学相第 221 号個人情報開示請求に係る非開示決定について』以外のもの」及び「同級生らから受けたLINEいじめ（LINEトラブル）を踏まえ、副申書には『そのため3年生の1学期は、いろいろな迷いが交錯し欠席も多くなった』との記載がある。また、『〇〇中学校 〇〇〇〇（保護者・〇〇小教諭）関連』には、欠席が多くなることの原因として、『〇〇とのわだかまり』を挙げている。当該事案はいじめ防止対策推進法が規定する『重大事態』に間違いなく該当するが、当該事案に係る学校が作成した文書記録（メモの記録を含む）等」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求
- (9) 「実施機関は、令和元年5月10日付『個人情報非開示決定通知書』H31 教学相第 231 号において、個人情報を開示しない理由として『請求内容に係る事案については、いじめ防止対策推進法に係る重大事態には該当しないものにとらえているため』と記載している。当該文書の作成及び個人情報を開示しない理由に係る記録等文書（メモの記録を含む）のうち、『令和元年5月10日 H31 教学相第 231 号個人情報開示請求に係る非開示決定について』以外のもの」及び「学校及び市教委は、請求人へのいじめ事案について、同級生らから受けたLINEいじめが多数回かつ継続的に行われたために、学校不応状態（不登校）となった事案であると認定している。当該事案はいじめ防止対策推進法が規定する『重大事態』に間違いなく該当するが、当該事案に係る学校及び市教委が作成した文書記録（メモの記録を含む）等」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

答申第 39 号  
(諮問第 49 号)**1 審議会の結論**

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った個人情報非開示決定は妥当である。

**2 審査請求の趣旨**

本件審査請求は、当時未成年者であった審査請求人（以下「請求人」という。）の法定代理人である請求人の父が仙台市個人情報保護条例（平成 16 年仙台市条例第 49 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、請求人を代理して、請求人を本人とする以下の(1)から(9)までの個人情報（以下「対象個人情報」という。）の開示を請求したのに対し、実施機関が行った平成 31 年 1 月 15 日付け個人情報非開示決定、令和元年 5 月 7 日付け個人情報非開示決定及び令和元年 7 月 17 日付け個人情報非開示決定（以下これらを「原処分」という。）について、それらの処分の取消しを求めたものである。

- (1) 「いじめ被害生徒〇〇〇〇が、〇〇高等学校に入学の際、〇〇中学校から〇〇高等学校へ提出及び提示された『いじめや不登校に係る引き継ぎ関係文書』及び『学校側控（コピーやパソコン等で作成された文書）』。また、引き継ぎの際、参考とした『いじめに関する基礎資料関係文書』や『引き継ぎ書の下書き時に参考とした文書（資料）』及び『引き継ぎ書の下書き』など、「〇〇中学校が、引き継ぎを行った経緯や引き継ぎに関して、教諭、学校及び市教委が作成した文書作成に係る会議録等文書又はそれらの保有する関係文書記録（メモの記録を含む）」及び「学校及び市教委内で行われた会議録（全会議記録）」
- (2) 「副申書を作成の際、その他に参考とした『いじめに関する基礎資料』や『下書き時に参考とした文書（いじめに係る記録及び資料）』等々」
- (3) 「副申書を作成の際、その他に参考とした『いじめに関する基礎資料』や『下書き時に参考とした文書（いじめに係る記録及び資料）』等々、「学校側が副申書に『いじめを受けたことにより長期の欠席（不登校）を余儀なくされた』『欠席の理由は、いじめに起因すること』旨等を記載することについて、当方では学校側から 3 年間に渡り提案及び説明を受けてきたので、それらの記録等々」及び「副申書を作成の際、1 年次（平成〇年〇月から〇月）、2 年次（平成〇年〇月から〇月）、3 年次（平成〇年〇月から平成〇年〇月）、学校側が、当方に対して 3 年間に渡って提案及び説明をしてきた『副申書を作成に至った経緯』や、副申書文書作成対応に関して、教諭、学校及び市教委が作成した副申書文書作成に係る会議録等文書（メモの記録を含む）、さらに、その際、学校及び市教委内で行われた会議録（全会議記録）等」
- (4) 「副申書を作成の際、その他に参考とした『いじめに関する基礎資料』や『下書き時に参考とした文書（いじめに係る記録及び資料）』、「副申書には『2 年生後半に携帯電話でのふとした行き違い』『友人との間に誤解が生じ』『更に自分自身の弱さやどのように人と接していけばいいのか自信を失った』『いろいろな迷いが交錯し欠席も多くなった』との記載がある。また、『〇〇中学校 〇〇〇〇（保護者・〇〇小教諭）』には、欠席が多くなる

この原因として、『〇〇とのわだかまり』を挙げている。どのような事実を根拠に誰が欠席の原因を判断したのか、詳細に解説されている文書」及び「いじめ防止対策推進法が規定する『重大事態』に該当する事案であるのにも関わらず、未だに第三者委員会にて調査が行われていないことに係る、学校及び市教委内で行われた会議等に係る文書記録」

- (5) 「副申書を作成の際、その他に参考とした『いじめに関する基礎資料』や『下書き時に参考とした文書（いじめに係る記録及び資料）』等々」, 「副申書には『そのため3年生の1学期は、いろいろな迷いが交錯し欠席も多くなった』との記載がある。また、『〇〇中学校 〇〇〇〇（保護者・〇〇小教諭）』には、欠席が多くなることの原因として、『〇〇とのわだかまり』を挙げている。どのような事実を根拠に誰が欠席の原因を判断したのか、詳細に解説されている文書」及び「いじめ防止対策推進法が規定する『重大事態』に該当する事案であるのにも関わらず、未だに第三者委員会にて調査が行われていないことに係る、学校及び市教委内で行われた会議等に係る文書記録」
- (6) 「副申書を作成の際、その他に参考とした『いじめに関する基礎資料』や『下書き時に参考とした文書（いじめに係る記録及び資料）』等々」及び「そもそも副申書は、〇〇中学校3年生全生徒らに作成されるものではないことは周知の事実である。副申書は特記事項及び特出すべき事項がある場合のみ作成される『特別な文書（書類）』である。学校側が、当方に対して3年間に渡って提案及び説明をしてきた『副申書を作成に至った経緯』や、副申書文書作成対応に関して、教諭、学校及び市教委が作成した副申書文書作成に係る会議録等文書（メモの記録を含む）、さらに、その際学校及び市教委内で行われた会議録（全会議記録）等」
- (7) 「実施機関は、令和元年5月7日付『個人情報非開示決定通知書』H31 教学相第221号において、個人情報を開示しない理由として『請求内容に係る事案については、重大事態に該当せず』と記載している。当該文書の作成及び個人情報を開示しない理由に係る記録等文書（メモの記録を含む）のうち、『令和元年5月7日 H31 教学相第221号個人情報開示請求に係る非開示決定について』以外のもの」及び「同級生らから受けたLINEいじめ（LINEトラブル）を踏まえ、副申書には『2年生後半に携帯電話でのふとした行き違い』『友人との間に誤解が生じ』『更に自分自身の弱さやどのように人と接していけばいいのか自信を失った』『いろいろな迷いが交錯し欠席も多くなった』との記載がある。また、『〇〇中学校 〇〇〇〇（保護者・〇〇小教諭）』には、欠席が多くなることの原因として、『〇〇とのわだかまり』を挙げている。当該事案はいじめ防止対策推進法が規定する『重大事態』に間違いなく該当するが、当該事案に係る学校が作成した文書記録（メモの記録を含む）等」
- (8) 「実施機関は、令和元年5月7日付『個人情報非開示決定通知書』H31 教学相第221号において、個人情報を開示しない理由として『請求内容に係る事案については、重大事態に該当せず』と記載している。当該文書の作成及び個人情報を開示しない理由に係る記録等文書（メモの記録を含む）のうち、『令和元年5月7日 H31 教学相第221号個人情報開示請求に係る非開示決定について』以外のもの」及び「同級生らから受けたLINEいじめ（LINEトラブル）を踏まえ、副申書には『そのため3年生の1学期は、いろいろな迷

いが交錯し欠席も多くなった』との記載がある。また、『〇〇中学校 〇〇〇〇（保護者・〇〇小教諭）』には、欠席が多くなることの原因として、『〇〇とのわだかまり』を挙げている。当該事案はいじめ防止対策推進法が規定する『重大事態』に間違いなく該当するが、当該事案に係る学校が作成した文書記録（メモの記録を含む）等」

- (9) 「実施機関は、令和元年5月10日付『個人情報非開示決定通知書』H31 教学相第 231 号において、個人情報を開示しない理由として『請求内容に係る事案については、いじめ防止対策推進法に係る重大事態には該当しないものにとらえているため』と記載している。当該文書の作成及び個人情報を開示しない理由に係る記録等文書（メモの記録を含む）のうち、『令和元年5月10日 H31 教学相第 231 号個人情報開示請求に係る非開示決定について』以外のもの』及び「学校及び市教委は、請求人へのいじめ事案について、同級生らから受けたLINEいじめが複数回かつ継続的に行われたために、学校不適合状態（不登校）となった事案であると認定している。当該事案はいじめ防止対策推進法が規定する『重大事態』に間違いなく該当するが、当該事案に係る学校及び市教委が作成した文書記録（メモの記録を含む）等」

### 3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、概ね次のように要約できる。

- (1) 学校側が副申書を作成していることから、「請求人へのいじめに関する基礎資料関係文書」及び「当該いじめに関する文書（資料）」などの文書が存在することは、社会通念に照らし合わせて当然である。これらの資料がなければ副申書は作成できるわけがなく、仮に基礎資料が何もない中で副申書を作成したのであれば、根拠も何もない信ぴょう性の乏しい文書となってしまう。
- (2) 請求人の父は、請求人が進学した高校の校長から、「いじめを受けたことにより長期の欠席（不登校）を余儀なくされたこと」「その欠席の理由は、いじめが起因すること」「いじめを受け通院していること」等々について、「〇〇中学校から引継ぎを受けている」ことを聞いている。その際、「確かに副申書にも記載があった」「引継ぎがあった」ので、「高校では、カウンセラーを紹介し、現在も継続したカウンセリングを受けている」「カウンセリングでは、通院を勧め、通院先も紹介している」旨の回答を得ている。そして、副申書にも欠席やいじめによって心を痛めていることについての記載がある。このことから、〇〇中学校から進学先の高校への「いじめや不登校に係る引き継ぎ関係文書」やその「学校側控（コピーやパソコン等で作成された文書）」のほか、引継ぎの際、参考とした「いじめに関する基礎資料関係文書」や「引き継ぎ書の下書き時に参考とした文書（資料）」及び「引き継ぎ書の下書き」などの文書等が存在することについては、社会通念に照らし合わせてみても当然である。
- (3) 学校長名での副申書が作成されていることから、管理職がいじめ事案に関わり対応を行っていることは明らかなので、「平成〇年〇月〇日以降もいじめが止まず、いじめが継続し、心を痛め体調不良による欠席が続いていること等々」について、「学年会」「生徒指導会議」

「職員会議」「いじめ対策委員会」等々において議題に上がり、管理職から指導助言が行われていること、管理職と教員らが「報告・連絡・相談」等をして、認識の共有を行っていること、何らかの記録文書やメモが残っていることは社会通念に照らし合わせてみても当然である。

- (4) 学校側が副申書に「いじめを受けたことにより長期の欠席（不登校）を余儀なくされて」「欠席の理由は、いじめに起因すること」等と記載すること、副申書を作成に至った経緯及び副申書文書作成対応について、当方では学校側から3年間に渡り提案及び説明を受けてきたのだから、その記録が残っていなければおかしい。確固たる証拠である、これらの記録を基礎資料としなければ、副申書は書けないはずである。
- (5) 請求人へのいじめ事案は、平成〇年〇月上旬から始まり、平成〇年〇月に〇〇中学校を卒業するまで解決せず、継続した事案である。また、LINEいじめ（LINEトラブル）は、いじめ防止対策推進法が施行された平成25年9月28日以降である平成〇年〇月中旬及び平成〇年〇月中旬に発生し、「いじめは解消されず、いじめにより重大な被害を受けている」と、〇〇中学校の教員らも証言及び認識している事案である。本件については、いじめ防止対策推進法が規定する重大事態に間違いなく該当しているので、有識者で作る第三者委員会にて調査が行われるはずであり、当該事案に係る学校が作成した文書記録等が存在することは、社会通念に照らし合わせてみても当然といえる。
- (6) 令和元年5月7日及び同年同月10日付の非開示決定通知書により、初めて「重大事態に該当せず」旨の市教委の見解が示された。そうであれば、市教委内で話し合いが行われ、文書作成に係る会議録等文書が存在しているはずである。仮に、請求内容に合致する文書がないとすれば、非開示決定通知書に「請求内容に係る事案については『重大事態』に該当せず」及び「請求内容に係る事案については、いじめ防止対策推進法に係る『重大事態』には該当しないものにとらえているため」と記載したことの根拠及び理由が全くないことになる。
- (7) 請求人の父は当該いじめ事案の調査について文書や電話及び口頭における問い合わせを再三行っており、実施機関はそれを受けて打合せ、話し合い、会議、確認、事情聴取等の何らかの対応を行い、その記録を作成したはずである。
- (8) 別途開示された「〇〇中事案に係る調停 認否案（第1準備書面）」（開示資料番号88）4頁には、「学校側は、申立人側への対応を、当時の学校における最優先課題と位置付け、相当注意を払っており、仮にこのような事象があれば、対応しないことはあり得ない状況にあった。」という記載があり、このことからすると、平成〇年〇月以降も請求人に対するいじめが継続した（教員によるいじめ及び教員によるいじめを助長する行為もあった）ことが事実である以上、学校側が対応した記録等々が存在しなければおかしい。

#### 4 実施機関の説明

実施機関が弁明書及び口頭による説明において主張している主な内容は、次のとおりである。

- (1) 対象個人情報のうち2(1)に対応する内容について

対象個人情報のうち2(1)に対応する個人情報（仙台市立〇〇中学校から請求人の進学

先の高校へ提出された「いじめや不登校に関する引継ぎ関係文書」（学校控，パソコンに保存されている電磁的記録等）及び当該文書の作成時に参考とした資料）については，請求人が進学を希望する高校に対し提出した副申書以外に作成しておらず，不存在である。なお，推薦入学が決まった後に，中学校から高校に対して改めて引継ぎ書を作成して提出するということは通常行わない。また，請求人の副申書は，この請求を受ける前に行われた請求人からの請求（請求書記載番号 28 番）に基づき，学校控として保存していた文書を既に請求人に対して開示している（開示資料番号 92）。

(2) 対象個人情報のうち 2 (2)，(3)，(4)，(5) 及び(6)に対応する内容について

対象個人情報のうち 2 (2)，(3)，(4)，(5) 及び(6)に対応する個人情報（副申書（開示資料番号 92）の作成の基礎，根拠となった資料，参考とした資料又は作成にあたっての会議の記録）について，一般的に，学校推薦の副申書は，生徒及び保護者との面談並びにそれまでの指導要録に基づき担任教諭が原案を作成し，3 年生の担任及び学年主任が出席する進路指導委員会でその内容について協議をしたうえで，校長及び教頭の承認を得て確定するものである。請求人の副申書（開示資料番号 92）も同様の手続を踏まえた上で作成されており，指導要録以外に基礎とした資料又は参考とした資料はない。したがって，当該個人情報は不存在である。なお，請求人の指導要録については，この請求を受ける前に行われた請求人からの請求（請求書記載番号 2 番及び 3 番）に基づき，既に請求人に対して開示している（開示資料番号 3 及び 4）。

(3) 対象個人情報のうち 2 (7)，(8) 及び(9)に対応する内容について

対象個人情報のうち 2 (7)，(8) 及び(9)に対応する個人情報（請求書記載番号 55 番，56 番及び 61 番）の請求に対する個人情報非開示決定通知書に，開示しない理由として「請求内容については『重大事態』に該当せず」及び「請求内容については『重大事態』には該当しないものにとらえているため」と記載したことについて，その記載内容を定めるために実施機関が行った会議等の記録）について，一般的に，実施機関が個人情報開示請求を受理した場合，担当職員が該当する文書を特定し，確認作業や非開示箇所の検討を行ったうえで，決定通知書の原案を作成し，決裁権者の承認を得て決定することとしており，決定に際して会議や打合せは行わない。請求書記載番号 55 番，56 番及び 61 番の請求があった際の決定についても同様であり，会議等は行っていないことから，会議録も存在しない。したがって，対象個人情報を記載した公文書は存在しない。

## 5 別途開示された文書及び背景となった事案の概要

審査請求書，反論書及び口頭意見陳述における請求人の主張，並びに弁明書及び口頭による実施機関の説明によれば，本件開示請求の背景となった事案は概ね次のとおりである。

- (1) 平成〇年〇月に，請求人（当時 1 年生）が在籍していた仙台市立〇〇中学校の校内において，同級生から運動着ジャージパンツを下ろされる等の事案が発生した。
- (2) 平成〇年度に請求人（当時 2 年生）と同級生との間で SNS（LINE）に係るトラブルが発生し，このことが原因となって請求人が学校を欠席することが多くなった。
- (3) 平成〇年〇月に，仙台市立〇〇中学校において，請求人が進学を希望する高校に対し学校

推薦を行うとともに、副申書を当該高校に提出した。副申書には、欠席の理由として、「1年次にいじめにあい、そのことをきっかけに友人との関わり方を深く考えるようになった」、「2年生後半に携帯電話でのふとした行き違いから友人との間に誤解が生じ、更に自分自身の弱さやどのように人と接していけばいいのか自信を失った」、「3年生の1学期は、いろいろな迷いが交錯し欠席も多くなった」などと記載した。

## 6 審議会の判断

### (1) 対象個人情報の保有の有無について

実施機関は、請求人が開示を求めるような対象個人情報を記載した公文書は作成しておらず存在しないとしているのに対し、請求人は、社会通念に照らしても対象個人情報を記載した公文書が作成されており存在するはずであると主張している。

実施機関の教育相談課及び教職員課執務室に保管されている一連のファイル及び両課が保存している電磁的記録については、本件審査請求とは別に請求人から申立のあった個人情報非開示決定に対する審査請求に係る、当審議会への諮問第36号から同第38号までの審議の過程で、請求人及びその家族への対応に係る全ての記録を対象とした見分調査を行っている。

〇〇中学校における見分調査についても、本件審査請求とは別に請求人から申立のあった個人情報一部開示決定に対する審査請求に係る、当審議会への諮問第36号及び同第37号の審議の過程で実施済みである（なお、請求人が同校に在籍していた平成〇年度から同〇年度までに同校の教職員が使用していた執務用パソコンは、平成〇年〇月に行われた機器更新に伴い撤去されていたことを確認している。）。

これら全ての調査の結果として、請求人に対し既に別途開示された文書以外には、本件対象個人情報を含む文書又は電磁的記録を発見することはできなかった。

### (2) 副申書の作成にあたって基礎とした資料又は参考とした資料について

なお、請求人がその存在を主張する対象個人情報を記載した公文書のうち、請求人の副申書の作成にあたり指導要録以外に用いた基礎資料又は参考資料の有無については、当審議会は、条例第48条第4項の規定に基づき、実施機関を通じて当時の学年主任の教諭に確認を行ったところであるが、その結果、副申書について、指導要録に記載されていない内容は学年主任や担任の教諭がこれまで見てきた請求人の普段の姿をもとに書き記したもので、指導要録以外に参考にした資料はないという回答を得た。

仮に、当時の学年主任や担任の教諭が原案を作成した際に参考とした個人的なメモなどが存在し、未だ保管していたとしても、それらは教員が個人で管理するものであって、実施機関において組織的に用いるものとして保有されているものではなく、条例が第2条第6号において規定する公文書には該当しない。よって、各教諭が個人で管理しているメモ等に記録されている個人情報は、条例第14条第1項において個人情報開示請求の対象として規定されている「個人情報を取り扱う事務に係る公文書に記録されている自己を本人とする個人情報」とはいえず、条例上の開示請求の対象とはならない。

### (3) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

## 審議会の処理経過

(諮問第 49 号)

年 月 日	内 容
令和 3. 1. 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問を受けた</li> <li>・ 実施機関（教育局学校教育部教育相談課）から弁明書の提出を受けた</li> </ul>
3. 1. 19 (令和2年度第8回 個人情報保護審議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問に係る審議を行った</li> </ul>
3. 1. 29	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請求人から反論書の提出を受けた</li> </ul>
3. 2. 18	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請求人から口頭意見陳述の申出を受けた</li> </ul>
3. 2. 18 (令和2年度第9回 個人情報保護審議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請求人から口頭で意見を聴取した</li> <li>・ 諮問に係る審議を行った</li> </ul>
3. 3. 25 (令和2年度第10回 個人情報保護審議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問に係る審議を行った</li> </ul>
3. 5. 18 (令和3年度第1回 個人情報保護審議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問に係る審議を行った</li> </ul>